# 日本保健医療行動科学会 利益相反に関する指針

### 1. 目的

日本保健医療行動科学会(以下「本学会」という。)は、「人間の健康にかかわる行動(個人・集団・社会)の変容過程を実証的、体系論的に解明しようとする健康行動科学に関する研究・教育の発展のために、社会・人文科学・自然科学の各分野の国内外の研究や学習の場づくり」を目的とし、学術大会、研究会の開催、機関誌の発行などの事業を推進してきた。

本学会が、保健医療行動科学に関する学術活動を推進するためには、「保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との産官学の連携により取り組むことが求められるところであるが、その際に本学会の会員(以下「学会員」という。)として果たすべき責務と、学会員が個人あるいは所属する組織として得る金銭、地位、利権など(私的利益)との間に、利益相反(Conflict of Interest、以下「COI」という。)が発生することがある。

このような COI に適切に対応しなければ、研究対象者、研修を受ける人々の人権や生命の 安全・安心が損なわれ、研究の方法、データの解析、結果の解釈がゆがめられるおそれも生 じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こり うる。

そこで、本学会では、COI に関する基本的な考え方を示すことによって、本学会の学術活動の透明性、中立性の確保、説明責任を果たすための適切な措置をとり、産官学が連携した学術活動を積極的に推進し、保健医療行動科学の発展を図るために「日本保健医療行動科学会利益相反に関する指針」(以下「本指針」という。)を定めるものである。

# 2. 基本方針

- (1)本学会の使命である学術活動の責務を十分に果たしながら、学会員が「保健医療行動 科学に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」との産官学連携活動及び保健医 療行動科学への貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) COI を未然に防ぐこと、また COI が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。

#### 3. 指針の適用となる対象者

COI状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員(通常会員、賛助会員、学生会員)
- (2) 本学会の学術大会で発表・講演する者及び機関誌にて論文発表をする者
- (3) 本学会の顧問、会長、副会長、理事、監事、評議員、学術大会長、各委員会委員

#### 4. 対象となる活動

対象者が行うすべての事業活動に対して、本指針を適用する。

- 5. 「保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」の定義 「保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を目的とした団体」とは、保健医療行動 科学に関し、本学会と次のような関係を有する企業・組織や団体をいう。
  - (1)保健医療行動科学に関する開発や研究を依頼し、または共同で行った関係(有償無償を問わない)
  - (2)保健医療行動科学で評価される教材、機材などに関連して特許権などの権利を共有している関係
  - (3)保健医療行動科学で使用される教材、機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
  - (4) 保健医療行動科学に対して研究助成・寄付などをしている関係
  - (5) 保健医療行動科学で開発中の教材や機材などを提供している関係

## 6. COI 自己申告の基準

本指針が適用される対象者個人が次の(1)~(8)に該当する場合であって、次の開示 基準額を超える場合、あるいは開示基準事項に該当する場合には、当該個人は所定の様式 に従って COI 自己申告をするものとする。

	開示基準額又は開示基準行為
(1)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	1 つの団体からの報酬合計が年
目的とする団体の役員、顧問職等に就任した場合	間 100 万円以上
(2)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	年間利益(配当、売却額の総和)
目的とする団体の株式等を保有した場合	が 100 万円以上
	又は
	株式保有の場合、当該会社の発
	行済株式総数の 5%以上を保有
(3)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	使用料が年間 100 万円以上
目的とする団体に対し、対象者の有する特許権等の使用	
許諾、貸与をしている場合	
(4)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	1つの団体からの報酬合計が年
目的とした団体から、日当、講演料等の報酬を受け取っ	間 50 万円以上
た場合	
(5)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	年間 100 万円以上
目的とした団体から、パンフレットなどの執筆に対して	
原稿料等を受け取った場合	
(6)保健医療行動科学に関連する企業・組織や営利を	1つの研究に対して受領した金
目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学	額年間合計額が 200 万円以上

寄附金などを受け取った場合	
(7)保健医療行動科学に関連する企業・組織、営利を	所属
目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属し	
ている場合	
(8)(1)~(7)に定める場合以外で、保健医療行	合計が年間 10 万円以上
動科学に関連する企業・組織、営利を目的とする団体か	
ら報酬等(研究とは関係のない旅行、贈答品等含む)を	
受け取った場合	

#### 7. 実施方法

- (1)学術活動の成果を本学会の学術大会、研究会等で発表する場合、筆頭演者は当該研究 に係る COI 状態を本指針に従って演題登録時に申告し、発表時に公開する。
- (2) 学術活動の成果を機関誌で発表する著者は、当該研究に係る COI 状態を本指針に従って確認し、論文投稿時に投稿規程にそって申告し、発表時に公開する。
- (3) 本学会の役員、学術大会長は、就任時に当該事業に係る COI 状態を自己申告によって開示する。また、就任後、新たに COI 状態 が発生した場合には修正申告を行うものとする。
- (4) 学術大会長、研究会担当理事は、本指針に反する事態が生じた場合には、利益相反委員会に報告するものとする。利益相反委員会は疑義が発生した会員個人の COI 状態にかかる調査結果を理事会に報告する。学術大会長、研会担当理事は、理事会での承認を得て、該当者にその内容に応じて改善や発表の差し止め、発表の撤回、機関誌などへの謝罪文の掲載を求める等の措置を講ずる。この場合、当該研究等の発表者に理由を付して、その旨を通知する。
- (5)編集委員長は、本指針に反する事態が生じた場合には、COI 申告結果を利益相反委員会に報告するものとする。利益相反委員会は疑義が発生した会員個人の COI 状態にかかる調査結果を理事会に報告する。編集委員長は、理事会での承認を得て、著者にその内容に応じて改善や掲載の差し止め、論文撤回、謝罪文の掲載を求める等の措置を講ずる。この場合、当該研究等の発表者に理由を付して、その旨を通知する。

#### 8. 本指針の改正

社会情勢や、産学官連携に関する法令の改正等により、本指針を改正する必要が生じた 場合には、理事会の決議により、本指針を改正することができる。

> 2022 年 11 月 23 日理事会承認 2023 年 6 月 17 日制定